

川崎市立無縁納骨堂管理運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、川崎市立無縁納骨堂管理規則（昭和36年規則第43号）の施行に係わる焼骨の収蔵方法及び期間並びに引渡しについて必要な事項を定める。

(焼骨の収蔵方法及び期間)

第2条 烧骨は、納骨時の骨壺の状態で1年間収蔵する。

(期間経過後の処理)

第3条 収蔵後1年を経過した焼骨は一部分骨収蔵し、残りの焼骨は納骨堂地下室に合葬する。

2 分骨した焼骨は30年を経過した後、納骨堂地下室に合葬する。

(焼骨の引渡し)

第4条 遺族等から収蔵焼骨の引渡し申請があった場合は、次のとおり取り扱う。

(1) 収蔵後1年未満の焼骨については、焼骨全部を引渡しする。

(2) 収蔵後1年を経過し分骨・合葬した焼骨については、収蔵された分骨のみを引渡しする。

(3) 収蔵後31年を経過し合葬した焼骨は、引渡ししないものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成14年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成30年7月13日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和8年1月5日から施行する。